

出席停止にかかわるお知らせ

今年、9月の早い時期からインフルエンザや遺伝子変異の起こった感染性胃腸炎の流行がみられ、ニュースなどでとりあげられていますね。

出席停止は、学校保健安全法施行規則第18条によって以下のように定められています。

■学校において予防すべき感染症

第一種	重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、中東呼吸器症候群（病原体がMERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ）。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、その他の感染症

■出席停止の期間

1. 第一種の感染症・・・完全に治癒するまで
2. 第二種の感染症・・・下記の表のとおり。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りでない。

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎※	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

3. 第三種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

第一種、二種については、放置すると空気感染や飛沫感染などで、感染が広まりやすく、集団生活を行う学校では感染拡大の心配があるため、医師の診断により診断名が出た際「出席停止対象の疾患名だ!」とすぐにわかると思います。

☆注意☆

- 医師に登校許可を判断してもらい、許可がおりたら登校する
または
- 左ページの「■出席停止の期間」に従って、感染の恐れがなくなるまでは療養する



第三種は、手洗い励行等の一般的な予防方法で二次感染が予防できる疾患です。そのため、「必ずしも出席停止になるわけではない」ので、判断に困ることがあります。

例えば…感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、带状疱疹…など

★注意★

- 医師に登校許可（登校不可）を判断してもらう

受診した際に、医師に「感染の観点から学校を休むべきか？」指示を仰いでください。
「どうなったら、登校してもよいか？」も併せて聞いておいてください。

※左ページの「出席停止の期間3」のとおり、医師による診断を基に判定します。
各家庭で医師の指示をうけてください。



様式一 感染症

姓 名	科 室	年 級	学年	学年

神奈川県立平塚北陵高等学校 院

平成 年 月 日

感染症に伴う欠席の報告について

標記の件につきまして、医療機関を受診した結果を次のとおり報告いたします。

生 徒 氏 名 _____ 年 級 _____ 番 号 _____

診 察 医 氏 名 _____

診 断 名 _____

欠 席 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

保 護 者 氏 名 _____ 印 _____

※学校記入欄

病気が治って、学校に登校できるようになったら、担任から「感染症に伴う欠席報告について」の書類をもらい、必要事項を記入して担任へ提出してください。

また、ご不明な点がある場合は
北陵高校 電話 0467-51-0312 （保健室：吉野）までご連絡ください。

